

令和2年 5月 7日

鳥栖高等学校保護者 各位

佐賀県立鳥栖高等学校
校長 林 嘉英

臨時休業の延長及び再開について（お知らせ）

このことについて、佐賀県教育委員会からの通知を受け、本校では下記のように対応いたします。

記

1. 臨時休業の延長、登校日の設定及び学校の再開

(1) 臨時休業の延長

5月13日（水）まで臨時休業を延長します。

(2) 登校日の設定

5月11日（月）※ 別紙

(3) 学校の再開予定

5月14日（木）から学校を再開します。

※ 当面の間、8時05分登校、8時30分 授業開始、45分授業7限で実施し、下校時間を15時35分とします。

2. 学校を再開するにあたっての留意事項

(1) 保健管理、心のケアに関すること

- ① 児童生徒等の健康観察を十分行うとともに、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。
- ② 登校前に、発熱等の風邪症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養してください。
- ③ 基本的に生徒、教職員はマスクを着用します。
- ④ 教室等のこまめな換気を実施し、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めます。
- ⑤ 授業については、近距離で組み合ったり接触したりする活動やグループ学習等の対面での学習活動を行いません。
- ⑥ 昼食については、前後の手洗いの励行、机を向かい合わせにしない、しゃべらない、咳エチケットのためにハンカチ等を台上に準備しておくなど必要な対応を指導します。
- ⑦ 様々な悩みやストレス等を抱いている生徒等に対して、学年団や保健相談部を中心とし、心身の健康状況を的確に把握し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど関係機

関と連携し、適切な支援を行います。

- ⑧ 感染者やその家族及び接触者等に対する偏見や差別が生じないように、関係者の人権に十分配慮します。

(2) 出欠に関すること

- ① 生徒及び保護者が感染予防のために登校しないことを希望される場合は、当分の間、出席停止とします。

(3) 部活動に関すること

- ① 部活動は段階的に再開します。
- ② 人と人の接触を避ける等の本感染症対策を徹底し、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮します。また、体育館等の屋内での活動については、こまめな換気を実施します。
- ③ 活動前に生徒の健康観察を行い、発熱、のどの痛み、咳等の風邪の症状がある場合は活動に参加させません。
- ④ 活動時間（ミーティング等を含む）は、短時間で効率よく活動できるようにします。
- ⑤ 当面の間、下記については自粛します
- ・ 合宿、県外チームとの合同練習及び対外試合等
 - ・ 県内で開催される各種大会への参加
 - ・ 県内の対外試合（5月末日まで）
 - ・ 中央競技団体等が活動制限等を要請している場合
- ⑥ 生徒、保護者が感染予防のために部活動に参加しないことを希望される場合は、これを認めます。

3. 感染症が発生した場合等の臨時休業措置について

(1) 生徒等や教職員が感染した場合

- ① ただちに臨時休業とし、保健福祉事務所の調査等に適切に対応します。
- ② 学校の再開については、保健福祉事務所による指導に従ったうえで、「学校内における活動の様態」「接触者の多寡」「地域における感染拡大の状況」「感染経路の明否」等を確認し、県教育委員会と協議したうえで決定します。

(2) 生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合

- ① ただちに臨時休業とします。
- ② PCR検査が陰性の場合は、学校を再開します。
- ③ PCR検査が陽性の場合は、3.（1）により対応する。

※（1）（2）の場合は速やかに学校へご連絡ください。

担当

鳥栖高等学校 教頭

0942-83-2211